

議案第 1 号 地域公共交通確保維持事業（地域公共交通計画別紙）について

本市で運行しているふれあいバスの一部、デマンド交通、はやと循環ワゴン、きりしま M ワゴンにおいては、国の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）補助金を活用しています。

同補助金の申請を行うに当たり、本地域公共交通会議における地域公共交通確保維持事業に係る計画の承認が必要となることから協議を行うものです。

補助対象系統

フィーダー補助金対象路線の認定の要件については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」において、

- ①新たに運行を開始するもの。
- ②前年度に補助金の交付を受けたもの、が補助対象とされている。

○ 平成 23 年度に創設された「地域公共交通確保維持改善事業」の前身である「地域公共交通活性化・再生総合事業による補助金」の創設前から運行していた、国分・横川・牧園・霧島ふれあいバスは補助対象外となっている。

○ 当補助事業は、平成 20 年度から新規に運行を開始するものが補助対象となっており、本市においては、平成 20 年度から新たに運行を開始したふれあいバス「溝辺地区・福山地区」、デマンド交通「霧島地区永水・向田地域、狹名田・野上地域、福山地区佳例川地域、福山地域、福沢地域、横川地区、牧園地区」、はやと循環ワゴン、及びきりしま M ワゴン「国分・隼人地区、溝辺・横川地区」が交付対象路線とされている。

○ 他地区の既存のふれあいバス路線については、本補助金を活用できないが、今後、新たに路線を創設する場合は、同補助金を活用できる見込みである。

（参考）

平成 14 年 10 月	横川ふれあいバス運行開始
平成 15 年 2 月	霧島ふれあい循環バス運行開始
平成 15 年 9 月	国分ふれあいバス運行開始
平成 17 年 10 月	牧園ふれあいバス運行開始
平成 20 年 4 月	溝辺ふれあいバス、福山ふれあいバス運行開始

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
霧島市	南国交通(株)	(1) 空港崎森線	溝辺総合支所	鹿児島空港	隼人駅	往 21.km 復 21.2km	142日	355回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である南国交通(株)の鹿児島空港～阿久根市役所系統及び鹿児島交通(株)の鹿児島空港～志布志系統と鹿児島空港にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(2) 福地・池ノ谷線	福山総合支所	福沢	福山総合支所	循環 25.5km .km	99日	99回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通(株)の鹿児島空港～志布志系統と牧之原十文字バス停にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(3) 比曽木野線	ふくふくふれあい館	比曽木野	福山公民館	往 36.1km 復 .km	95日	48回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通(株)の鹿児島空港～志布志系統と牧之原十文字バス停にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(4) 福地線(スクール登校便)	福山総合支所	福地	福山総合支所	循環 30.1km .km	254日	254回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通(株)の鹿児島空港～志布志系統と牧之原十文字バス停にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(5) 福地線(スクール下校便)	牧之原小前	福地	福山公民館	往 25.2km 復 .km	212日	106回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通(株)の鹿児島空港～志布志系統と牧之原十文字バス停にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(6) 福沢線(スクール登校便)	福山総合支所	福沢	福山総合支所	循環 16.6km .km	254日	254回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通(株)の鹿児島空港～志布志系統と牧之原十文字バス停にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(7) 福沢線(スクール下校便)	牧之原小前	福沢	福山総合支所	往 22.6km 復 .km	212日	106回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通(株)の鹿児島空港～志布志系統と牧之原十文字バス停にて接続	③
	(株)有村観光	(8) 永水・向田線		霧島永水・川北		.km .km	155日	651回			区域	②(1)	JR九州の日豊本線と霧島神宮駅にて接続	③
	第一交通(株)	(9) 狭名田・野上線		霧島田口		.km .km	103日	433回			区域	②(1)	JR九州の日豊本線と霧島神宮駅にて接続	③
	(有)中村タクシー	(10) 佳例川線		福山町佳例川		.km .km	103日	433回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通(株)の鹿児島空港～志布志系統と牧之原十文字バス停にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
霧島市	(有)中村タクシー	(11) 福山線		福山町福山		.km .km	103日	433回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通㈱の鹿児島空港～志布志系統と牧之原十文字バス停にて接続	③
	旭交通㈱	(12) 福沢線		福山町福沢		.km .km	103日	433回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通㈱の鹿児島空港～志布志系統と牧之原十文字バス停にて接続	③
	㈱タクシー国際	(13) 横川線		山ノ口・小脇、今村・植村、野坂・横伏敷、岩穴・二牟礼		.km .km	103日	433回			区域	②(1)	JR九州の肥薩線と大隅横川駅にて接続	③
	(有)中村タクシー	(14) はやと循環ワゴン(右回り)	隼人駅	隼人町小浜	隼人駅	循環 17.km .km	74日	148回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通㈱の鹿児島中央駅～重久車庫系統と小浜バス停にて接続	③
	(有)中村タクシー	(15) はやと循環ワゴン(左回り)	隼人駅	隼人町小浜	隼人駅	循環 17.km .km	74日	148回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通㈱の鹿児島中央駅～重久車庫系統と小浜バス停にて接続	③
	㈱有村観光	(16) はやと循環ワゴン(右回り)	隼人駅	隼人町小浜	隼人駅	循環 17.km .km	70日	140回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通㈱の鹿児島中央駅～重久車庫系統と小浜バス停にて接続	③
	㈱有村観光	(17) はやと循環ワゴン(左回り)	隼人駅	隼人町小浜	隼人駅	循環 17.km .km	70日	140回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通㈱の鹿児島中央駅～重久車庫系統と小浜バス停にて接続	③
	㈱タクシー国際	(18) 牧園線		万膳・川影、中津川、三休、丸尾		.km .km	103日	433回			区域	②(1)	JR九州の肥薩線と霧島温泉駅にて接続	③
	旭交通㈱	(19) きりしまMワゴン(国分・隼人地区)		国分・隼人		.km .km	205日	4,100回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通㈱の鹿児島空港～志布志系統及び鹿児島中央駅～重久車庫系統と山形屋バス停にて接続	①
	(有)中村タクシー	(20) きりしまMワゴン(国分・隼人地区)		国分・隼人		.km .km	205日	4,100回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通㈱の鹿児島空港～志布志系統及び鹿児島中央駅～重久車庫系統と山形屋バス停にて接続	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
霧島市	(有)中村タクシー	(21) きりしまMワゴン(溝辺地区)		溝辺・横川		.km .km	103日	1,545回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である南国 交通線の鹿児島空港～阿久根市役所 系統及び鹿児島交通線の鹿児島空港 ～志布志系統と鹿児島空港にて接続	①
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	霧島市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	73,645
交通不便地域等	18,744

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
18,744	横川地区、牧園地区、福山地区、霧島地区	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和5年3月	令和5年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)